

公 告

ふくい教育博物館（仮称）展示設計業務の委託について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

平成28年5月30日

福井県知事 西川 一誠

1 企画提案書の提出にかかる設計業務の概要

(1) 名称

ふくい教育博物館（仮称）展示設計業務

(2) 内容

ふくい教育博物館（仮称）の整備にかかる展示設計等の作成

(3) 履行期間

契約締結の日から平成28年10月21日まで

2 応募資格要件

応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 平成18年4月以降に開館（リニューアルを含む）した、博物館等に関する展示設計業務実績（契約期間中のものを除く）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 受審資格認定の日において、福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しない者であること。
- (4) 受審資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの開始申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申し立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てがおこなわれている者でないこと。
- (5) 一級建築士事務所登録をしている者であること。

3 受審資格認定申請の手続き等

(1) 受審資格認定申請

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

ア 提出書類および提出部数

次に掲げる内容を記載した受審資格認定申請書等（添付書類を含む） 1部

（様式1）受審資格認定申請書

- (様式2) 会社概要書
- (様式3) 同種業務実績
- (様式任意) 業務実施体制等
- (様式4) 配置予定技術者の経歴等

イ 提出方法

持参、郵送（配達証明）または宅配便（手渡したことが証明されるものに限る）によること。

ウ 提出期限

平成28年6月6日（月）16時まで（必着）

なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。

エ 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地および名称

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県教育庁教育政策課

電話 0776-20-0295

FAX 0776-20-0668

電子メール kyousei@pref.fukui.lg.jp

オ 提出書類の様式等

実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。

① 交付期間

平成28年5月30日（月）から平成28年6月6日（月）までの土曜日、日曜日を除く毎日、9時から17時までとする。

② 交付場所

エに同じ

なお、福井県教育庁教育政策課ホームページ

(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/055006/index.html>)

からもダウンロードすることができる。

(2) 受審資格の認定期間

受審資格の認定は、平成28年6月10日（金）までに行う。

(3) 受審資格の認定結果

書面により申請者に通知する。

(4) 受審資格の認定を受けられなかったものに対する理由の説明

ア 受審資格の認定を受けられなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、平成28年6月14日（火）16時まで、説明を求める旨を記載した書面を申請書等の提出場所に持参して提出しなければならない。

イアの書面の提出があったときは、福井県は、平成28年6月20日（月）までに、当該書面を提出した提案者に対し、書面により回答する。

4 現場見学会の実施

福井県は受審資格の認定を受けた者に対し、工事予定地の見学会を行う。

(1) 開催日時

平成28年6月15日（水） 14時から

(2) 開催場所

〒919-0461

福井県坂井市春江町江留上緑8-1

旧春江工業高等学校

(3) その他

説明会に参加する場合は、平成28年6月13日（月）16時までに3（1）エに掲げるところに連絡すること。

5 公告業務に関する質問事項

(1) 公告業務に関する質問事項については、平成28年6月8日（水）16時までに電子メールで文書（質問様式）により提出すること。提出先は、3（1）エに同じ。

(2) 質問に対する回答は、電子メールにより、平成28年6月15日（水）までに、すべての受審資格取得者に対して一斉に行う。

6 企画提案書の提出手続き

(1) 提出書類および提出部数

次に掲げる内容を記載した企画提案書（様式任意） 15部

①展示の基本的な考え方（A3：1枚）

具体的な設計図、模型、イメージパースは使用しないこと。

②ふくい教育博物館（仮称）平面図（A3：1枚）

③各ゾーンおよびエントランスのイメージパースおよび説明（A3：枚数任意）

④利用促進のための方策（A3：1枚）

⑤設計委託業務概算見積書（A3：1枚）

⑥工事費概算見積書（A3：1枚）

⑦特別なメンテナンスが必要なものの内容およびその費用（A3：1枚）

⑧設計工程表（A3：1枚）

設計業務の履行期限を10月21日としてスケジュールを記載すること。ただし、指定した完成期限を早めることが可能な場合は、そのスケジュールを記載すること。

(2) 提出方法

持参、郵送（配達証明）または宅配便（手渡したことが証明されるものに限る）によ

ること。

(3) 提出期限

平成28年6月24日(金) 16時まで(必着)

なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

(4) 提出場所

3(1)エに同じ

7 審査会および契約先候補者の選考等

(1) プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施し、審査会において審査し、契約先候補者を選定する。プレゼンテーションの実施日時(6月29日(水))を予定)および場所については、受審資格認定通知とともに通知する。

なお、プレゼンテーションには企画提案書を用いることとするが、必要に応じてパソコン、プロジェクター等を使用してもよい。

また、プレゼンテーションは、企画提案内容の説明30分、質疑応答15分の合計45分を予定している。各社時間割については、別途連絡する。

(2) 審査結果

審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。

(3) 選定されなかった提案者に対する説明

ア 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、選定結果通知日の7日以内に、説明を求める旨を記載した書面を申請書等の提出場所に持参して提出しなければならない。

イ アの書面の提出があったときは、福井県は申請書受付後7日以内に、書面により回答する。

8 その他

(1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 企画提案に関する経費は、全額提案者負担とする。

(4) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。

(5) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。